

第7節 廃棄物処理施設

1 廃棄物処理施設及び設置許可の基準、手続等

(1) 廃棄物処理施設にあたるもの、あたらないもの

(山砂利採取場の沈砂池)

問384 山砂利の採取場で、砂利を洗った汚水を素掘りの穴に導き、土砂を沈殿分離して上澄水を放流している。穴に土砂がたまって、沈砂池として使えなくなると使用を止め覆土する。この場合、当該穴はどのように扱うべきか。

答384 汚泥の最終処分場として扱う。(昭54.11.26環整128、環産42問95)

(車両による破碎)

問385 廃プラスチック類の破碎を埋立地においてコンバクター（ブルドーザのキャタピラに刃をつけて破碎を行う車両）により行う場合、そのコンバクターは令第7条第7号に掲げる施設に該当するか。

答385 お見込みのとおり。(昭57.6.14環産21問61)

(鶏糞を燃料とするボイラー)

問386 養鶏団地に設置するボイラーについて、鶏舎から発生する鶏糞を乾燥して燃料として使用している。また、鶏糞の一部を、堆肥化した上で、堆肥として販売すると共に、余った堆肥を燃料として使用している。

この場合、ダイオキシン類対策特別措置法または廃棄物処理法に規定する廃棄物焼却施設に該当するものと判断してよろしいか。

答386 ダイオキシン特別措置法での廃棄物焼却施設は廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物を焼却するものとされていることから、廃棄物処理法上、廃棄物と判断される物を焼却する場合にあっては、廃棄物焼却施設となる。

① 鶏糞を堆肥化した堆肥について：堆肥として有償売却可能なものを、使用用途は異なるが、燃料として使用することについては、廃棄物の処理に当たらないと判断される。

② 乾燥させた鶏糞について：

- ・乾燥鶏糞が他人に有償売却できない場合、これを排出者が使用することについては、「自ら利用」に該当せず、当該焼却行為は廃棄物の処理として判断される。
- ・乾燥鶏糞が有償売却できる場合は、①に同じ。

(平12.5.16本県聴取)

(木くずを燃料とするボイラー)

問387 木くずを燃料とするボイラーの廃棄物処理法上の取扱いについて伺う。

答387 木くずが見て廃棄物であれば、自らボイラー燃料として利用する場合であっても、廃棄物焼却施設と判断する。

使用する木くずが売却できる性状のものか否か（廃棄物か否か）は、例えば、薪の代替品として売却しているようなもの、チップ化して売却可能な状態にあるものなどにより判断する。(平13M県聴取)

(油分を5%以上含んだ汚泥の処理施設)

問388 油分を5%以上含んだ汚泥を焼却する施設は、廃油の焼却施設か、汚泥の焼却施

設か、いずれに該当するか。

答388 いずれにも該当する。(昭54.11.26環整128、環産42問92)

(炭化炉の取扱い)

問389 *平成10年9月3日付事務連絡「廃棄物焼却炉に係る疑義回答事例集の送付について」(環境庁大気保全局大気規制課)の問5について。

この回答によれば、「炭化炉」も施設の設置目的が廃棄物の処理にあると認められる場合、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設である「廃棄物焼却炉」に該当することとされているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の判断としても同様と考えてよろしいか。

※平成10年9月3日付事務連絡「廃棄物焼却炉に係る疑義回答事例集の送付について」問5

問 木くず、汚泥、食品残さ等の有機質を含有する廃棄物を炭化して処理し、できた炭化物を土壌改良材や活性炭等として有効利用する。当該施設は廃棄物焼却炉に該当するののか。

答 照会の施設の主たる設置目的が廃棄物の処理にあると認められる場合は、令別表第1の13の項「廃棄物焼却炉」に該当する。H10.9.24厚生省に確認。同意見。

答389 お見込みのとおり。(平10.9.24本県聴取)

(廃プラスチック類の油化処理施設)

問390 廃棄物である廃プラスチック類を、加熱して、一旦ガス化させた後、そのガスを冷却・液化させ、油として回収する施設がある。

この施設において、廃棄物より得られるガスのうち、冷却により液化しないガス成分(ブタン、プロパン等の比較的低分子の物質)は、そのまま加熱用のバーナーに導入され、焼却されている。

また、回収した油もバーナーの燃料として使用する。

この施設は、ダイオキシン対策特別措置法または廃棄物処理法の廃棄物焼却施設として捉えてよろしいか。

答390 ① 油化工程後に生じる、オフガス(液化されず残ったガス成分)を、大気環境中にそのまま放出することができず、バーナーに投入し焼却・熱源として使用する行為については、当該施設の全体から判断される施設の主目的が、廃プラスチック類の油化処理と判断されることから、廃棄物の焼却処理には該当しない。

従って、当該施設は、廃棄物処理法又はダイオキシン類対策特別措置法上の廃棄物焼却施設として捉えられない。

ただし、油化施設と称して、実際は油化されるものがほとんどなく、大部分が、ガスのまま焼却処理される施設にあっては、施設の主目的が油化処理とは考えられず、よって、施設全体として廃棄物焼却施設として捉えること。

② 油化し得られた油を当該施設のバーナーの熱源として使用することについて、当該油が有償で売却可能(有価物)であれば、当該施設は廃棄物の焼却施設には該当しないが、有償売却が出来ないとすれば、施設全体として、廃棄物の焼却施

設と捉えられる。(H12.12.12本県聴取)

(ミキサーによる汚泥、水、セメント混練)

問391 汚泥、水、セメントをミキサーで混練して、そのまま埋め立てる方法を行っている者がいるが、この場合のミキサーは令第7条第9号にいうコンクリート固型化施設に該当するか。

答391 該当しない。

令第7条第9号のコンクリート固型化施設とは、法施行令別表3の3に掲げる物質の少なくとも1つを含む汚泥を固形化することを目的とした施設をいうものである。(昭54.11.26環整128、環産42問94)

(処理対象物の変更)

問392 天日乾燥を効率的に行うための前処理として、収集運搬したベントナイト泥水を水と汚泥に静置分離するための貯蔵ピットは、廃棄物処理法施行令第7条第1号に規定する「汚泥の脱水施設」に該当すると考えられないか。また、静置分離後の上澄み液を放流するための中和施設は、廃棄物処理法施行令第7条第6号に規定する「廃アルカリの中和施設」に該当すると考えられないか。

答392 当該貯蔵ピットは、天日乾燥を効率的に行うための前処理施設であり、総体的にみて、天日乾燥施設の一部と考えられる。また、当該中和施設は、公共用水域に放流する目的で、中間処理に伴い発生する汚水を中和処理する施設である。したがって、貯留ピット及び中和施設とも、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理施設には該当しない。(平4H県聴取)

(廃プラスチック類の処理)

問393 廃プラスチック類を溶融成型する施設は令第7条に規定する施設に該当しないものと解してよいか。

答393 そのとおりである。(昭47.1.10環整2問11)

(廃プラスチック類の切断施設)

問394 1日当たりの処理能力が5tを超える廃プラスチック類の破碎施設は令第7条に規定する産業廃棄物処理施設であるが、切断施設はこれに含まれるか。

答394 含まれない。(昭53.4.14H県聴取)

(下水道汚泥の焼却施設)

問395 *平成4年8月13日付衛環第233号環境整備課長通知第5の1で、下水道管理者自ら行う下水道汚泥の処理に対しては、下水道法が適用されてるものであり、廃棄物処理法の適用対象としないこととあるが、下水道管理者が設置する下水道汚泥の焼却施設については、平成9年の廃棄物処理法施行令改正に伴うダイオキシン類対策の基準等の適用対象にならないと解して良いか。

※平成4年8月13日付衛環第233号環境整備課長通知第5の1)

第5 その他の留意事項

- 1 下水道管理者が自ら行う汚泥の処理に対しては、下水道法が適用されるものであり、法の適用対象としないこと。また、日本下水道事業団が、新たに産業廃棄物処理業の「許可を要しない者」に加えられたこと。

答395 下水道管理者で自らが行う下水道汚泥の焼却施設については、廃棄物処理法の適用対象外である。

なお、処理能力が200kg/h以上又は火格子面積 2 m²以上のものについては、大気汚染防止法の規制が適用される。(平9.12.25廃対号外本県部長通知)

(距離が離れた場合の一体としての機能)

問396 当該焼却炉の1基を、事業場の同一敷地内で約125m離れた場所に移転させた場合、あるいは、当該事業場と公道を挟んだ反対側の敷地に移転させた場合、同様に一体として機能しているものと判断されるか。

答396 同一敷地内に2基設置する場合、必ずしも、距離が離れていることのみで、一体として機能していないとは判断されない。この場合、距離が離れていても一方の炉に自動供給装置が設置されていることから、同時投入が可能と判断され、一体として取扱うことが適当である。

公道を挟んだ別々の敷地に設置された複数の焼却炉については、別々の事業場の施設と考えられ、一体として機能している敷地として取扱うことは適当ではない。(平12.3.2本県聴取)

(2) 一般廃棄物処理施設の許可、届出等

(民間による一般廃棄物の再生施設の設置)

問397 民間業者が再生利用の目的となる一般廃棄物の再生施設で、処理能力が1日5トン以上のものを設置しようとする場合、法第8条第1項で定める一般廃棄物処理施設の許可が必要であると解してよいか。

答397 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問37)

(廃棄物埋立護岸内の施設)

問398 港湾法に基づき建設される廃棄物埋立護岸の内側に、一般廃棄物処理計画に基づき市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設がある場合にあっては、当該一般廃棄物処理施設について法第9条の3の規定(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出)が適用されると解してよいか。

答398 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問38)

(一般廃棄物の処理に関する試験)

問399 焼却管理や排ガス処理等の実験を行うため、処理能力が1日5トン以上のごみ焼却施設を設置し実験を行う場合、一般廃棄物処理施設の許可は必要か。また、一般廃棄物収集運搬業許可業者より一般廃棄物を受け取って、当該施設で一般廃棄物の処理に関する実験を行う場合、一般廃棄物処分業の許可は必要か。

答399 *昭和57年6月14日付環産第21号厚生省産業廃棄物対策室長通知問73の答に準ずる。

※昭和57年6月14日付環産第21号厚生省産業廃棄物対策室長通知問73

(試験)

問73 産業廃棄物の処理に関する試験を行うため産業廃棄物処理施設を設置する場合、法第15条第1項の届出を必要としないか。

答 お見込みのとおり。ただし、産業廃棄物の処理に関する試験を行うためのものであることを確かめる必要がある。そのため事前に試験に関する計画を提出させ、必要に応じて立入検査を行い、試験が生活環境の保全上支障を生じさせる内容のものである場合は中止させる等の措置をとる必要がある。

(平4.8.31衛環245問36)

(3) 一般廃棄物処理施設の許可の基準・手続等

(市町村の意見徴収)

問400 市町村が廃棄物処理施設を設置する場合に他の市町村に意見を聞く義務は無いのか。

答400 法律上、市町村が周辺の市町村に意見を聞くという義務は設けていないが、当然市町村が設置主体であるので、近隣の市町村との調和、関係がうまく行くように協議は行われたい。(平9.6.24全国廃棄物処理担当主管課長会議)

(環境影響評価法と廃棄物処理法)

問401 平成11年6月から環境影響評価法が施行されるが、当法律に規定する対象事業に廃棄物処理施設の設置工事が該当した場合についても、同様に改めて法に基づく告示縦覧手続きを行う必要はないものと考えが如何か。

答401 告示・縦覧法手続きは同様の内容であっても、環境影響評価法の手続きとは別に、廃棄物処理法の規定に基づき手続きを行う必要があること。但し、*社団法人全国都市清掃会議が作成したモデル条例(平成10年1月16日付廃対号外生活環境部長通知で送付済)第7条のとおり、環境影響評価法或いは環境影響評価条例の規定に基づく告示・縦覧等の手続きを当該廃掃法の規定に基づく手続きがなされたものとみなす規定がある場合はこの限りでない。

※(社)全国都市清掃会議が作成したモデル条例第7条

(環境影響評価との関係)

施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は〇〇市環境影響評価条例(平成〇年条例〇〇号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続きを経たものは、第3条、第4条、第5条及び第6条に定める手続きを経たものとみなす。

(平10.7.14本県聴取)

(環境省令で定める周辺の施設)

問402 法第8条の2の「環境省令で定める周辺の施設」はどのような施設か。また、市町村の一般廃棄物処理施設には、この規制はないのか。

答402 現行法においては、設置計画、維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること、を許可要件の一にしている。

しかしながら、現行では、必ずしも周辺施設の生活環境の保全を要件とするか否かが明確でないので、周辺の施設について適正な配慮がなされていることを許可の

要件として入念的に明確にしたものである。

利用者の特性に対応した生活環境の保持が求められているものとしては、学校、病院等を想定しているが、この規定は、他の法律上の要件を満たし、適正な配慮がなされている限り、許可しなければならない趣旨の規定である。

市町村の設置する一般廃棄物処理施設については、許可の対象でないことから、この規定の適用はない。(平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議)

(結果不適合と許可の取消し等)

問403 使用前検査の結果、当該施設が法第8条の2第1項第1号に規定する技術上の基準に適合しないことが判明した場合、法第9条の2(施設の許可の取消し等)の規定に基づき当該施設について許可を取り消し、又は必要な改善を命ずることは可能か。

答403 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環問41)

(施設設置許可申請手数料と使用前検査に係る費用)

問404 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料には、使用前検査に係る費用も含まれていると解してよいか。

答404 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問43)

(4) 産業廃棄物処理施設設置の許可及び届出等

(一体としての機能の判断)

問405 *昭和57年6月14日付環産第21号「廃棄物処理法の疑義について」問65にも示されているが、「一体として機能する」ことと判断される場合は、具体的にどのような場合か。

※昭和57年6月14日付環産第21号

「産廃物処理法の疑義について」問65

問 令第7条第1号から第8号までに規定する産業廃棄物処理施設のうち種類が同一である機械が複数設置される場合、これらの機械が一体として機能していればこれらの機械の処理能力を合計したもので法第15条第1項の設置届出(現行法の設置許可)の必要性を判断してよいか。

答 お見込みのとおり。

答405 同一排出工程から排出された同一性状の産業廃棄物を同一の処理方式の複数施設で処理する場合は、一体として機能すると判断される。

廃棄物処理法では、大気汚染防止法のばい煙発生施設等の炉ごとの届出手続きとは異なり、同一事業場内に複数の同一種類の産業廃棄物処理施設を設置する場合、その集合体を1施設として取扱うことを基本としている。(H11.5.28本県事務連絡)

(一体としての機能する場合の処理能力)

問406 令第7条第1号から第8号までに規定する産業廃棄物処理施設のうち種類が同一である機械が設置される場合、これらの機械が一体として機能していればこれらの機械の処理能力を合計したもので法第15条第1項設置許可の必要性を判断してよいか。

答406 お見込みのとおり。(昭57.6.14環産21問65)

(施設の使用目的変更(産業廃棄物処理の追加)と届出)

問407 次の場合、どのように取扱うべきか。

- (1) 廃棄物の処理以外の目的で使用されていた施設を産業廃棄物である汚泥の脱水施設(処理能力が1日当たり10m³を超えるもの)として使用する場合、法第15条第1項及び第2項の適用はあるか。
- (2) 一般廃棄物処理施設として届出(現行法の許可)がなされている最終処分場に産業廃棄物を投入しようとする場合、法第15条第1項及び第2項の適用はあるか。
- (3) (1)において法第15条第1項の適用があるとしたとき、当該施設が使用目的変更前から賃借人により使用されているものである場合には、当該賃借人が許可を取得しなければならないか。

答407 (1)及び(2)については、いずれも法第15条第1項及び第2項の適用があるものである。

(3)については、賃借人が許可を取得しなければならない。(昭54.11.26環整128、環産42問91)

(一定期間のみ使用する施設)

問408 工事現場において数ヶ月間使用する汚泥の脱水施設(処理能力1日当たり、10m³を超えるもの)は法第15条第1項の規定に基づく設置の許可が必要か。

答408 必要である。(昭54.11.26環整128、環産42問89)

(特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を実施する施設に係る許可)

問409 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を実施する施設においては、通常、特定家庭用機器一般廃棄物と特定家庭用機器産業廃棄物とをあわせて再商品化等を実施することが予想される。この場合、一定規模以上の処理能力を有する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を実施する施設に当たっては、産業廃棄物処理法第8条及び第15条の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の許可と産業廃棄物処理施設の許可とをあわせて具備する必要があると考えるがどうか。

答409 原則としては、一廃、産廃の両方が必要になる。(平12産業廃棄物行政担当者中四国ブロック会議)

(市況変動で廃棄物となったものを処理する施設)

問410 令第7条第1号に規定する「汚泥の脱水処理施設」に該当する施設で有価物を脱水したが、市況の変動等により、廃棄物として脱水処理しなければならないことになった。この場合、廃棄物処理法施行令第7条第1号に規定する「汚泥の脱水処理施設」の許可が必要となるか。

答410 許可が必要である。(平4H県聴取)

(施設を更新する場合の手続き)

問411 廃棄物処理法第15条第1項の許可を取得し、設置・使用されていた産業廃棄物処理施設について、施設の老朽化等の理由により、施設を更新(既存施設を廃止し、同一構造の施設を、同一の場所に設置)する場合の廃棄物処理法上の必要な手続きについて伺う。

答411 既存施設を廃止し、新たに廃棄物処理法15条第1項に基づく設置許可を取得する

必要がある。(平13.5.30本県聴取)

(日本下水道事業団が設置する施設)

問412 日本下水道事業団が設置する、下水汚泥を処理するための産業廃棄物処理施設の設置の許可は必要か。

答412 必要である。(平4.8.31衛環245問102)

(小規模で短期間の埋立て処分)

問413 (1) ごく小規模で短期間の埋め立て処分については許可不要として良いか。

(2) 反復継続しているということがあったが、10tダンプ1台を持ってきて捨てた場合にはかからないのか。

答413 (1) 面積要件については撤廃されているので、たとえ小規模であっても埋立処分が反復継続して行われる場合で、社会通念上埋立処分の用に供される場所と判断されるものについては施設に該当するので、許可が必要となる。

(2) これは一つの例示で、反復継続しているということも一つのメルクマール(指標)であり、少量であっても反復継続しているのであれば施設として使っていると見なせる。なお、多量であっても1回であれば逃げられるという意味ではない。(平9.10.3国主催法施行令改正打ち合わせ会)

(埋立地の増設)

問414 最終処分場Aの設置者がAの外部に新たに埋立地Bを設ける場合、法適用関係はどうか。

答414 AとBが一体として機能するものであれば法第15条の変更許可が必要であるが、そうでないときはBは独立した1つの最終処分場となりBについて法第15条第1項の設置許可が必要となる。(昭57.6.14環産21問67)

(3000㎡未満の処理場)

問415 3000㎡未満の畑に建設廃材等を入れて嵩上げするような場合には、自己処分場と見なして設置許可を必要とするのか。

答415 他人に有償売却できないもの即ち産廃物を、平成9年12月1日以降に当該場所に処分する行為を反復かつ継続して行う場合には、面積に関わらず最終処分場の設置に該当するというので設置許可が必要となる。(平9.10.3国主催法施行令改正打ち合わせ会)

(面積拡大を行ったミニ処分場の設置許可対象)

問416 平成9年11月30日までに面積確定を行っているミニ処分場が、12月1日以降に面積拡大を行う場合、新規の設置許可対象となるのは面積を拡大した部分か、又は既存の部分と拡大した部分を併せた全体を対象とするのか。

答416 既存の部分と拡大した部分を併せた全体を対象とされたい。(平9.12.25廃対号外本県部長通知)

(1つの施設が複数の法定施設に該当する場合)

問417 1つの施設が、改正令第7条各号に規定する複数の産業廃棄物処理施設に該当する場合、改正法第15条第1項の規定による施設の設置許可に係る申請は、各々の産業廃棄物処理施設の種類ごとに行わせるのか。

答417 当該施設が複数の産業廃棄物処理施設に該当する場合であっても、1つの施設に

についての設置の許可の申請は1件の申請でよい。(平4.8.31衛環245問104)

(建築基準法と施設の設置許可)

問418 建築基準法(昭和25年法律第201号)第51条に基づく手続きを経た施設でなくとも、改正法第15条第1項の許可を行うことができるかと解するがどうか。

答418 お見込みのとおり。ただし、建築基準法第51条に基づく手続きが別途必要であることを申請者に周知されたい。(平4.8.31衛環245問101)

(JVの設置する産業廃棄物処理施設)

問419 JVの設置する産業廃棄物処理施設について、許可申請は誰が行うべきか？

- 1 JV自身が設置者となる
- 2 JVの代表幹事会社が設置者となる
- 3 JVに参加している事業者が連名で設置者となる
- 4 JVに参加している事業者がそれぞれ別個の許可として申請する

答419 行政処分をする名宛人は、法人格を持っている人にと法律で規定しており、自然人かまたは法人である。一つの処分について対象となる名宛人は1人の自然人または法人で、ジョイントベンチャーという法人格を持たない人が処分の対象となることはあり得ない。また、連名で一つの処分を受けるということもない。申請についても同様に扱ってもらいたい。(平12Kブロック産廃協議会)

(県が施設設置を行う場合の申請手数料の徴収)

問420 県が産業廃棄物処理施設の設置許可申請を行う場合、申請手数料を徴収しなければならないか。

答420 お見込みのとおり。(平6.3.8H県聴取)

(船舶廃油と陸上廃油の焼却施設)

問421 船舶廃油と陸上廃油を同一の焼却施設(1m³/日以上)において処理する場合、海洋汚染防止法及び廃棄物処理法による許可が必要か。

答421 両法による許可が必要である。(昭56.12.22H県聴取)

(有価物の焼却施設)

問422 有価物であるプラスチックを焼却していた1日当たりの処理能力が0.1トンを超える施設において、新たに廃棄物である廃プラスチック類を焼却することとする場合、法第15条第1項の規定による申請をさせるべきか。

答422 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問113)

(焼却処分の許可品目)

問423 食料品ラインから発生するびん詰、缶詰等の不良品を産業廃棄物として焼却処分をしている。この場合内容物から総体で汚泥、動植物性残渣等として判断してきた。しかし、容器包装の構成材料には金属、ガラス、プラスチック等が使用されていることから、産業廃棄物処分業者の焼却処分の許可品目に金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずを追加することとして差支えないか。

答423 燃やしても差支えないものであれば、追加してもよい。(平12Kブロック産廃協議会)

(既存施設の規模拡大に伴い許可対象に該当する場合)

問424 平成3年改正法施行前に設置されていた小規模な木くず等の焼却施設について、

1日当たりの処理能力が200kg/時間以上となるように規模を変更しようとする場合は、改正法第15条第1項の許可を受ける必要があると解してよいか。

答424 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問116)

(金属等を含むことの程度)

問425 令第7条第9号に規定する「含む」とは、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」(昭和48年総理府令第5号)に規定する基準を超えることと解してよいか。

答425 お見込みのとおり。(昭57.6.14環産21問71)

(遠心分離機の設置許可)

問426 ベントナイトを安定液とした連続掘削工法で、ベントナイトを循環使用するために遠心分離機で脱水後、成分調整して掘削孔に戻す一連の施工システムがある(工事終了時の汚泥の処理は中間処理業者に委託する)。

この遠心分離機の処理能力が10m³/日を超える場合でも、汚泥の脱水施設としての法第15条第1項の設置許可は不要とみなしてよいか。

安定液の性能が落ちてくると、安定液から土砂を遠心分離機で分離して安定液を調整後、再使用して安定液を循環して使用する工法である。安定液から土砂・がれき分を分離するため、処分する汚泥の量が少なくなるという特徴がある。この方法で、遠心分離機を使用しており、分離後の取扱いが問題となっている。

答426 プラントの最後に出てくるものが発生廃棄物であり、該当しない。(平12Kブロック産廃協議会)

(新設施設の設置許可)

問427 (1) 脱水効率の向上を目的とし、既に設置許可を取得している既存の汚泥の脱水施設(処理方式:ベルトプレス)の後に、新たに脱水機をもう一機(スクリーンプレス)設置して、既存の脱水施設で処理した汚泥を脱水処理することを計画している。

この場合、当該脱水機の新設について、必要手続きを伺う。

なお、脱水処理後の汚泥は、焼却施設で焼却処理されているが、この焼却施設は別途設置許可を取得している。

(2) 類似の事例で、既存の廃プラスチック類の破碎施設について、より細かい破碎を行うことを目的として、既存の破碎施設の後に、破碎機をもう一機新設し、既存の施設で破碎した処理物を、新設の破碎機で二次的に処理する場合も同様に取扱ってよろしいか。

答427 (1) 既存の施設で処理した処理物のみが新設の施設に投入される場合、この2施設は一体として機能している施設と見なせるため、新設機について別に設置許可を取得する必要はない。

しかし、この事例のように脱水機を追加することは、既存の施設についての主要な設備の変更(脱水機の変更)にあたり、変更許可を取得する必要がある。

なお、新設施設が、既存施設による処理物以外の汚泥の脱水も行う場合等のように、既存の施設と一体として機能しているとは見なせない場合には、新設施設について新たに設置許可を取得することが必要となる。

(2) 同様に取扱われる。

一体として機能している施設とみなし、既存の施設の主要な設備の変更にあたり、変更許可を取得することが必要である。(平12.7.13本県聴取)

(5) 産業廃棄物処理施設の許可の基準・手続き等

(他法令と施設の設置許可申請の不受理)

問428 平成3年改正法第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請は、当該申請に係る施設について他法令の許可を得ることが極めて困難であると考えられる場合においては、受理を拒否できるか。

答428 当該申請に係る施設について、他法令の許可を得ることが極めて困難であるとする理由を申請者に説明することが望ましいと考えるが、そのことをもって当該申請の受理を拒否することはできない。(平4.8.31衛環245問100)

(住民の同意)

問429 住民の同意を許可要件にすることについてどう考えるか。

答429 今回の改正において、住民の意見を踏まえて適切に配慮していくことができる制度にしているため、同意を許可の要件とすることについては不相当であると考えている。(平9.6.24全国廃棄物処理担当主管課長会議)

(経理的基礎)

問430 規則第12条の2の3第2号に規定する経理的基礎とは具体的にどのようなものか。また、廃棄物処理法第15条の3に規定する許可の取消し等の場合において、許可後における設置者の能力を確認する方法とはどんな方法によるのか。

答430 財務的な基礎を欠く事業者による不適正処理を防止するための規定であり、その性格上、一律に数値等をもって基準を示すことは不相当であるため、個別の事案に則して裁量により判断できるものである。

許可後における設置者の能力を確認する方法としては、報告聴取、立入検査、関係行政機関への照会、破産決定等の情報収集などが挙げられる。(平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議)

(許可の条件の付与と他法令の規制基準)

問431 管理型最終処分場の設置の許可に際し、平成3年改正法第15条の2第4項に基づき、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく上乗せ条例の排水規制値を満足させることを条件として付することができるか。

答431 他法の規制を遵守することは当然のことであり、そのような当然の規制は、設置の許可に際し付す条件になじまず、したがって条件として付すことはできない。(平4.8.31環衛245問103)

(6) 設置許可書等

(廃プラスチック破碎施設の許可証記載方法)

問432 産業廃棄物処理施設については、取扱う品目及び焼却・破碎等の処理形態ごとに、政令第7条で設置許可対象となる施設の種類の種類が明示されているところだが、廃プラスチック類の破碎施設において、併せて金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、木くず、がれき類を破碎する場合には、設置許可証(様式第25号)の「施設の種類及

び処理する産業廃棄物の種類」の欄に次のどの方法で記載すればよろしいか。

(1) 施設の種類

- ① 産業廃棄物の破碎施設
- ② 廃プラスチック類の破碎施設

(2) 処理する産業廃棄物の種類

- ① 廃プラスチック類
- ② 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、木くず、がれき類
- ③ 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、木くず、がれき類

以上5品目、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。

答432 貴見のとおり、(1)については②を、(2)については*平成5年2月25日付衛産第20号産業廃棄物対策室長通知で示された産業廃棄物処分業の許可証記載方法と同等の③の記載方法をとられたい。

※平成5年2月25日付衛産第20号産業廃棄物対策室長通知

第4 許可証の交付

1 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証（規則様式第13号及び第15号）の「事業の範囲」の欄に記載する産業廃棄物の種類の具体的記載については、処理業者が関係者に対し、取扱う産業廃棄物の種類を明確に示すことができるよう、次の例により行われたいこと。

(1) 燃え殻の場合

燃え殻（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

(2) 含水率85%以下の汚泥の場合

汚泥（含水率85%以下のものに限り、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 廃プラスチック類、紙くず及びゴムくずの場合

廃プラスチック類、紙くず及びゴムくず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(4) 廃プリント配線板の場合

廃プラスチック類及び金属くず（廃プリント配線板を含む。）

(5) 令第6条第1項第3号イ(5)に掲げる産業廃棄物の場合

がれき類

（平8.11.25本県聴取）

(7) 使用前検査

（段階的に整備する処分場の使用前検査）

問433 最終処分場の設置許可申請に当たり、工区と工期を区分して段階的に処分場を整備する場合、申請手続き等はどのようにすればよいのか。

答433 施設の許可申請は、事業計画の全体像を把握する必要があることから、一括して

申請するよう指導されたい。なお、使用前検査については、各工期分の工事が完成した時点で、その都度行い、技術上の基準に適合していれば、各工区別に検査済証を交付することとされたい。(平4 H県聴取)

(検査結果の通知方法)

問434 処理施設の使用前検査の結果の通知は、どのように行うのか。

答434 原則として文書により行われたい。(平4.8.31衛環245問110)

(検査結果の不適合と施設の改善命令)

問435 処理施設の使用前検査の結果、当該施設が改正法第15条の2第1項第1号に規定する技術上の基準に適合しないことが判明した場合、改正法第15条の3(施設の許可の取消し等)の規定に基づき当該処理施設について必要な改善命令を命ずることが可能であると解してよいか。

答435 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問111)

(検査の方法)

問436 法第8条の2第5項の規定による使用前検査は、当該検査の対象である一般廃棄物処理施設の竣工図面、試験運転結果等を提出させれば、実地に検査しなくてもよいか。

答436 当該施設の竣工図面、試験運転結果等をもとに、実地に検査しなければならない。(平4.8.31衛環245問39)

(8) 産業廃棄物処理施設の変更の許可、届出、取消し等

(複数の許可施設に該当する場合)

問437 (1) 既に廃プラの焼却施設として許可を受けているような施設が、H9裾切りの引き下げによって木くずの焼却施設にも該当することとなった場合に、その焼却施設は特定産業廃棄物焼却施設なのかあるいは既存の許可施設なのか、又はその両方に該当するのか。

また、そのような施設については届出は必要なのか。

(2) 1つの焼却施設が特定ごみ処理施設にも特定産業廃棄物焼却施設にも該当する場合、どちらの届出を行うのか、あるいは両方の届出を行う必要があるのか。

答437 (1) 特定産業廃棄物焼却施設、既存の産業廃棄物焼却施設いずれにも該当することとなるので、特定産業廃棄物焼却施設としての届出は必要となる。

なお、このような施設の経過措置については、既存の産業廃棄物焼却施設としての経過措置が適用されることとなる。

(2) いずれにも該当するので、両方の届出を行う必要がある。(平9.10.3国主催法施行令改正打ち合わせ会)

(放流先の変更)

問438 産業廃棄物処理施設の放流水の放流先が変更された場合に、法第15条の2の4第1項の規定に基づく変更許可が必要か。

答438 必要である。(昭54.11.26環整128、環産42問97)

(合計した処理能力をもつ新たな施設への変更)

問439 令第7条各号で区分する産業廃棄物の処理施設の種類(令第7条第14号について

はイ、ロ、ハの区分を含む。)が、同一である施設2基を設置している者が、2基の施設の処理能力の合計した処理能力を有する施設1基に変更する場合、法第15条第1項の許可が必要か。

答439 お見込みのとおり。(昭57.6.14環産21問64)

(既存(平成9年12月1日前)のミニ処分場の構造基準等)

問440 既存のミニ処分場に対し、構造基準等の適用はあるのか。あるいはその既存ミニ処分場の規模拡大を行う場合には、変更許可等についてどのように取扱えばよいのか。

答440 ミニ処分場に許可みなしは無いので、既存のミニ処分場は、法第15条に定める産廃処理施設には該当しない。従って、構造基準等は適用しない。

ただし、平成9年12月1日以降に当該施設の規模拡大をする場合には、法第15条第1項の許可が必要となる。(平9.10.3国主催法施行令改正打ち合わせ会)

(産業廃棄物の種類の変更)

問441 産業廃棄物処理施設において、廃棄物処理法第15条第2項第4号の「産業廃棄物の種類」のみを変更する場合、同法第15条の2の4に規定する産業廃棄物処理施設の変更許可が必要な場合とはどのような場合か。

答441 産業廃棄物の種類のみの変更は、規則第12条の8の軽微な変更該当する。

したがって、例えば政令第7条に規定する焼却施設について、設置許可を受けた際の処理する産業廃棄物以外の産業廃棄物を焼却しようとする場合は、同条別号に規定する許可規模未満の処理能力であれば、省令第12条の8の軽微な変更該当する。

なお、政令第7条に規定する産業廃棄物処理施設の別号に該当する場合には、新設許可が必要であるということ。(平10.11.24本県聴取)

(処理能力の変更(その1))

問442 産業廃棄物処理施設の能力を10%以上下げる場合についても、15条の2の4の規定に基づく変更許可が必要と解するが如何か。

答442 お見込みのとおり。(平10.12.15本県聴取)

(処理能力の変更(その2))

問443 産業廃棄物焼却施設の処理能力を10%以上下げることにより、当該施設の処理能力が許可規模未満となる場合にも変更許可申請を行い、変更後に廃止届を提出させることになるか。

答443 処理能力が許可規模未満となる変更の場合には、廃止届のみの提出でよいが、廃棄物焼却施設の処理能力の算定等には注意を払っていただきたい。(平10.12.15本県聴取)

(許可規模施設の追加設置)

問444 産業廃棄物処理施設について、既に設置済の許可施設に加えて、新たに同一種類の許可規模施設を事業場内に追加設置する場合の設置手続きは、設置許可とするのか、或いは処理能力の変更に基づく変更許可とするのか。

答444 一体として機能する場合については、変更許可として取扱うことが適当である。(平11.5.28本県事務連絡)

(維持管理に関する計画)

問445 特定ごみ処理施設及び特定産業廃棄物焼却施設の届出を行う際、維持管理に関する計画を添付することとなっているが、どのようなものを書けばよいか。

答445 施行規則第3条第2項に定める維持管理に関する計画と同様のものを書いていただくということになる。特にその中でも維持管理基準については段階的に適用されることとなるので、それらに十分配慮したような計画であることが必要である。
(平9.10.3国主催法施行令改正打ち合わせ会)

(処理対象物の変更に伴う処理能力の変更)

問446 焼却する廃プラスチック類の組成が変わるため、処理（焼却）能力が20%アップする。この場合、施設の変更許可申請は必要となるか。

答446 施設の処理能力の変更が10%を超える場合には、環境保全上の見地から、当該変更後の処理能力が施設の構造基準上問題ないかどうかを事前にチェックする必要がある。したがって、当該変更は、廃棄物処理法第15条の2第1項に規定する「変更許可申請」の対象となる。(平4 H県聴取)

(排ガス量の取扱い)

問447 廃棄物焼却施設について、排ガスの量の増大に係る変更は施設の変更許可が必要であるが、当該排ガス量は乾きガス量と解してよろしいか。

答447 お見込みのとおり。(平11.5.28本県事務連絡)

(施設の位置変更)

問448 平成10年6月26日に廃棄物処理法第15条第1項の設置許可を取得した事業者が、産業廃棄物焼却施設について、許可申請書の施設の位置を変更して、設置することを計画している。

この場合、法第15条に基づく変更許可を取得することが必要と解してよろしいか。
(参考)

主な変更の内容

廃棄物焼却施設	煙突の位置	約50mの位置の変更
	燃焼炉	約20mの位置の変更

答448 お見込みのとおり。

排出口の位置が変更されていることから変更許可を要する。

なお、排出口の位置については、わずかでも（1mでも）移動した場合は変更許可となる。(平12.5.16本県聴取)

(産廃物焼却炉の構造変更)

問449 廃棄物焼却炉の構造を、次のとおり変更する場合、廃棄物処理法第15条の2の4第1項の規定により、産業廃棄物焼却施設の変更許可を受けることが必要となるか。

1. 変更前

(汚泥) → キルン式焼却炉 → (排ガス) → マルチサイクロン → サイクロニックスクラバー → 煙突

2. 変更後

(汚泥) → キルン式焼却炉 → (排ガス) → マルチサイクロン → 2次燃焼炉(重油バーナー) → 強制循環式廃熱ボイラー → 触媒反応器 → スクラバー → 電気集塵機 → 煙突

答449 当該変更にあたり、廃棄物処理法施行規則第12条の8の規定のうち、該当する可能性があるのは以下の3点である。

① 廃棄物処理法施行規則第12条の8第3号ハについて：

当該事例における2次燃焼炉は排ガス処理の一つで、燃焼室ではないため、廃棄物処理法施行規則第12条の8第3号ハに規定する燃焼室の変更には該当しない。

② 法施行規則第12条の8第3号について：

当該変更により排ガスの性状が変化し、生活環境への負荷が増大される場合には、法施行規則第12条の8第3号の「～又は当該変更に伴う同項第5号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの」の規定に該当し、変更許可が必要となる。

ただし、排ガスの性状に変更がない場合、あるいは環境への負荷を減じる方向に変化する場合は、変更許可は不要である。

③ 法施行規則第12条の8第4号について：

当該変更では、2次燃焼炉に重油バーナーが増設されていることから、排ガスの量が増大することが予想され、法施行規則第12条の8第4号の「第11条第2項第4号に掲げる事項に係る変更（排ガス又は排水の方法又は量の増大に係る変更に限る。）」の規定に該当し、変更許可が必要となることが考えられる。ただし、排ガスの増大を伴わない場合は、変更許可は必要ない。

また、スクラバーから排水が排出される場合では、同様に排水の量の増大を伴うため変更許可が必要となる。ただし、スクラバーからの排水の系統が閉鎖型の構造であり、洗煙排水が外に排出されない場合は変更許可とならない。

上記判断の結果、変更許可が不要とされる場合には、法15条の2の4第1項で準用する法第9条第3号の規定に基づく軽微変更届が必要である。

（平12.4.10本県聴取）

（施設が使用不可能（借地契約の解約）な状態）

問450 施設を設置する土地を地主から借りていた処分業者が許可後に地主より借地契約を解約され施設の使用が不可能となった場合、このことを理由に処理業の許可を取消し、又はその事業の停止を命ずることができるか。

答450 直接このことを理由として許可の取消しを行うことはできないが、当該業者がそれ以後事業を遂行していくことが不可能と認められる場合には、事業の廃止があったものとして法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の事業の廃止の届出の提出を求め、これに応じない者については許可取消し等を命ずることができる。（平5.3.31衛産36問85）

（同一敷地内での施設移設）

問451 工場内に設置している産業廃棄物処理施設を、同じ工場内の別の場所に移設する場合の手続きは如何に。

答451 新規の施設設置許可又は変更許可（位置の変更）が必要である。なお、構造及び規模の変更ではないので変更許可の対象とはならない。（平9.5.28H県聴取）

（産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し）

問452 平成13年5月15日付環廃産第260号「行政処分の指針について」の第4「産業廃

棄物処理施設の設置許可の取消し等」2(4)で、産業廃棄物処理施設の設置者が法第14条第3項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったときの取扱いについては、*同通知第2「産業廃棄物処理業の許可の取消し等」の2の(3)に準拠し、許可を取り消すことが相当である旨の方針が示されましたが、これは、*平成9年の方針が改められ、取消しが可能となったと解してよろしいか。

〔☆ 平成9年改正法施行により産業廃棄物処理業の欠格要件が強化され、許可の際だけでなく取消についても欠格要件が適用されることとなったが、*平成9年12月26日付衛環319号の厚生省環境整備課長通知において、法改正の際現に許可を受けている者については、取消しではなく更新許可又は変更許可の際に適否を判断すべき旨が示された。〕

※平成13年5月15日付環産第260号「行政処分の指針について」第2の2
(3) 第14条第3項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき
(同条第3号)

- ① 欠格要件とは、申請者の一般的適性について、法に従った適性な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨とするものであり、法第14条第3項第2号においてこれに該当する場合には許可をしてはならないとされていることにかんがみ、産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当するに至った場合には、許可を取り消すことが相当であること。なお、欠格要件の判断に当たっては、以下を参照されたいこと。
- ② 法第7条第3項第4号ロの「執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」とは、刑法（明治40年法律第45号）第31条による刑の時効によりその執行の免除を受け、又は恩赦法（昭和22年法律第20号）第8条により刑の執行の免除を受けてから5年を経過しない者などをいうものであること。なお、刑の執行猶予の言渡しを受けた者は、同号ロに該当するが、この者が執行猶予を取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑法第27条により刑の言渡しの効力そのものが失われることから、同号ロに該当しないことになるものの、法第7条第3項第4号ホに該当し得るものであること。
- ③ 同号ニの「法人に対し業務を執行する社員、取締役はこれらに準ずる者同等以上の支配力を有するものと認められる者」とは、法人の業務を執行する権限はないものの、いわゆる「黒幕」として法人に対する実質的な支配力を有する者をいい、例えば、相談役、顧問等の名称を有する者又は一定比率以上の株式を保有する株主若しくは一定比率以上の出資をしている者などが考えられること。なお、規則第9条の2及び第10条の4においては、許可の申請に当たって発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称等を把握することとしているが、これらの者は通常同号ニに該当すると解されること、及びこれら以外の者でも同号ニに該当するものが考えられることから、個別の事例に応じて適切に

判断されること。

- ④ 同号ホの「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」とは、法第7条第3項第4号イからニまで及び第14条第3項第2号ロからへまでのいずれにも該当しないが、その者の資質及び社会的信用の面から業務の適正な運営を期待できないことが明らかである者をいい、具体的には、次のような者をいうものであること。

イ 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている者

ロ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、令第4条の5各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者

ハ ロに掲げる法令に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している者

ニ その他左記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者

- ⑤ 法第14条第3項第2号ホの「法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの」とは、典型的には暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている法人をいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含まれ、具体的には、次の事由を有する法人がこれに該当すると考えられること。

ア 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。

イ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること、売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること。

※平成9年12月26日付衛環第319号

第1の1

- (2) 法改正の施行の際現に都道府県知事等に対し改正前の法の規定によりされている申請については、改正法により規定された欠格要件は適用されないものであること。したがって、改正法の施行日前になされた当該申請に係る一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可の適否の審査は、改正前の法の基準により行われたいこと。

なお、改正法施行の際現に許可を受けている者については、当該許可の

変更又は更新に当たって改正法により規定された欠格要件を適用し、当該変更の許可又は更新の適否を審査されたいこと。したがって、変更許可又は更新までの間に、当該者が改正法により規定された新しい欠格要件に該当することをもって、許可を取り消すことはできないこと。

答452 平成9年改正法附則第2号において、法施行以前になされた申請に係る許可の基準については、なお従前の例によることとされているため、平成9年改正法施行以前若しくは施行以前に許可申請が行われたものに対する許可については、更新までに平成9年改正法において追加された欠格要件に該当したとしても行政処分を行うことはできない。

以上のとおり、平成13年5月15日付環廃産第260号で示された方針は、前記場合には適用されない。

なお、平成12年法改正では前記のような附則は設けられていないため、平成12年改正法において追加された欠格要件については前記のような問題は生じず、必要な行政処分を行うことができる。

おって、平成9年改正法における第7条部分に係る施行期日は、平成9年12月17日とされているので、当該場合であっても遅くとも平成14年12月16日までに更新申請がなされた時点で不許可とすることが可能である。(平13.12.6 A 県照会)

(9) 処理施設の継承等

(合併の認可)

問453 合併の認可基準が規定されていないが、認可とはどのような審査を行うのか。

また、相続については、その届出手続きが完結した後に、相続人に対する人的欠格要件について、法第9条の2の規定により実質的な審査を行うと解してよろしいか。

また、この審査は届出手続き完結の直後に行うべきものであるのか。

答453 法第9条の6第2項において、法第8条の2第1項第3号及び第4号の許可基準を準用している。

相続については、御質問のとおり。取消処分等により対処する。(平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議)

(ミニ処分場の譲渡)

問454 ① 事業者Aは、ミニ処分場dを所有しており、dには廃棄物を埋立処分できる残余容量が残されている。

② Aは、ミニ処分場dを有する土地の権利を他事業者Bに譲渡した。

③ Bは、今後当該ミニ処分場dの残余容量を利用し、廃棄物の埋立処分をしようと考えている。

(1) 上記事案について、ミニ処分場dを有する土地の使用権原を取得した者Bは、dの残余容量を設置許可不要として、使用することが可能か。

(2) 仮に、Bが使用権原を得て、当該ミニ処分場dを使用することになった場合、当該ミニ処分場dに従前から処分されている廃棄物に対する処理基準の遵守義務は、Bに移行すると解してよろしいか。

答454 (1) 当該ミニ処分場dの使用権原を取得した者Bは、新規に処理施設の設置許可が必要であり、許可の範囲は、従前から廃棄物を埋め立てている部分も含めた施設全体が対象となる。その場合、共同命令（総理府・厚生省令）の構造基準等の適用範囲は、従前から廃棄物を埋め立てている部分も含めた施設全体が対象となる。（廃棄物を埋め立てている部分も対象となる。）

なお、当該ミニ処分場dは許可施設ではないので、法第15条の4により準用する法第9条の5による「処理施設の譲り受け等」に関する規定の対象とはなり得ない。

(2) お見込みのとおり。（平12.12.13本県聴取）

（産業廃棄物処理施設の地位承継等）

問455 (1) 許可施設設置者であるA社と許可施設設置者でないB社が合併し、B社が存続する場合

会社の合併前に法第15条の4（法第9条の6準用）に基づく、施設の合併認可を受けることはできるか。

(2) 許可施設設置者であるA社の施設を許可施設設置者でないB社が譲り受け（承継）を行う場合（ただし、将来B社がA社を吸収合併する。）

会社の合併前に法第15条の4（法第9条の5準用）に基づく、施設の譲り受けの許可を受けることはできるか。

(3) 上記(1)又は(2)の認可又は許可申請を行った場合、B社は施設の所有権を有する見込みがあることから、合併の前に合併後のB社から処理業の許可申請書を受け取ることができるか。

答455 (1) 施設の合併認可申請者は、許可施設設置者であるA社が行うべきものであることから、当然会社の合併前に行われるものである。

なお、施設の地位の承継は、この認可を受けておれば、会社の合併時に効力（地位承継の事実）が発生するものであるから、合併までの間はA社が使用することができる。

(2) 施設の譲り受けの許可申請は、施設を譲り受けようとするものが行うべきものとなっていることから、当然、合併前のB社が申請を行うべきものである。

(3) 合併の前には合併後のB社は存在しないことから、申請書を受け取ることはできない。（平13.7.7M県聴取）

(10) その他

（生活環境の保全についての適正な配慮）

問456 規則第12条の2の2に「当該施設の利用者の特性に照らして生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設」とあるが、具体的にはどのような施設か、またその運用する基準はどのようなものか。

この基準に伴い絶対不許可とする要件はあるのか。

答456 現行法において、設置計画、維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであることを許可要件の一にしている。

しかしながら、現行では、必ずしも周辺施設の生活環境の保全を要件とするか否

かが明確でないので、周辺の施設について適正な配慮がなされていることを許可の要件として入念的に明確にしたものである。

利用者の特性に対応した生活環境の保持が求められるものとしては、学校、病院等を想定しているが、この規定は、他の法律上の要件を満たし、適正な配慮がなされている限り、許可しなければならない趣旨の規定である。(平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議)

(環境影響調査の判断基準)

問457 周辺地域の生活環境への配慮というものがあるが、判断の基準についてどう考えるか。

答457 当然今回生活環境への影響調査を実施するものであり、また、利害関係者ないしは市町村、専門家の意見を踏まえて判断していくこととなるので、さらに一つの判断基準として環境基準等も勘案して判断していただきたい。(平9.6.24全国廃棄物処理担当主管課長会議)

2 廃棄物処理施設の技術上の基準及び維持管理の基準等

(1) 各施設共通事項

(他法令に基づく上乗せ基準)

問458 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設からのばい煙の排出基準又は排出水の排水基準は、大気汚染防止法又は水質汚濁防止法の規定に基づくいわゆる「上乗せ基準」が定められている場合には、これに従うことになるのか。

答458 大気汚染防止法等の公害諸法に基づいて地方公共団体の条例でいわゆる「上乗せ基準」を定められている場合には、当然その基準を守らなければならない。(昭47.1.10環産2問4)

(1日当たりの処理能力の意味)

問459 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第8号の2までに掲げる産業廃棄物処理施設の1日当たりの処理能力とは、何を意味するか。

答459 当該施設が1日24時間稼働の場合にあっては、24時間の定格標準能力を意味する。それ以外の場合は、実稼働時間における定格標準能力を意味する。ただし、実稼働時間が、1日当たり8時間に達しない場合には、稼働時間を8時間とした場合の定格標準能力とすること。(昭52.11.5環産59問19)

(分析の頻度)

問460 規則第12条の6第1号に「受け入れる際に、必要な産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと」とあるが、廃棄物の当該施設への搬入の際必ず性状の分析を行わなければならないと解してよいか。

答460 当該分析は、当該施設に受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものであるかどうかの判断を行うために行うものであり、例えば、同一の事業者から同一の性状の産業廃棄物を継続して受入れる場合など、性状が明らかな場合には、定期的に性状を確認する程度の頻度で差支えない。(平4.8.31衛環245問112)

(公の施設)

問461 地方公共団体の設置する産業廃棄物処理施設は、地方自治法第244条の「公の施設」に該当するか。

答461 地方公共団体の設置する産業廃棄物処理施設は地方自治法第238条第3項の行政財産であるが、さらに地方自治法第244条の「公の施設」に該当するか否かは当該施設の設置目的、利用形態等によって一概にはいえないが、通常、直接に一般住民をその利用の対象としているものではないので、多くの場合「公の施設」には該当しないと考えられる。(昭57.6.14環産21問77)

(維持管理状況の記録閲覧制度)

問462 閲覧を拒否した場合、何らかの措置があるのか。

答462 閲覧制度については、虚偽の記録等は罰則があるが、閲覧そのものの拒否については、直罰という形では設けられていないが、当然処理業者が閲覧すべき事由に該当したときに閲覧を拒否した場合には、法律違反になるということで許可の取り消し事由になる。(平9.6.24全国廃棄物処理担当主管課長会議)

(2) 中間処理施設

(汚泥の天日乾燥施設の処理能力の算定)

問463 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第2号に規定された天日乾燥施設の処理能力として1日100m³は何を意味するか。

例えば容積200m³の施設に1日当たり10m³ずつ20日間入れ21日目には10m³取り出して新たに10m³入れるような場合、届出に該当するか。

答463 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第7条第2号に規定する汚泥の天日乾燥施設の1日当たりの処理能力とは、当該施設への汚泥の投入可能量を当該施設における汚泥の標準的な処理日数を除して計算した値を意味する。

従って、設問に係る汚泥の天日乾燥施設への汚泥の投入可能量が200立方メートルであり、汚泥の標準的な処理日数が20日である場合には、当該施設は1日当たり10立方メートルの処理能力を有するものであり、令第7条第2号に掲げる産業廃棄物処理施設たる汚泥の天日乾燥施設には該当しない。(昭54.5.28環産7(2))

(移動可能ながれき類等破碎施設)

問464 *平成12年11月29日付政令第493号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」附則第2条第1項で規定される「移動することができるように設計したもの。」とは、具体的にはどのような施設か。

※平成12年11月29日付政令第493号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」附則第2条第1項

(経過措置)

第2条 当分の間、移動式がれき類等破碎施設(この政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(次項において「新令」という。))

第7条第8号の2に掲げる産業廃棄物の処理施設であって移動することができる

できるように設計したものをいう。次項において同じ。)を設置しようとする者(事業者に限る。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この条において「法」という。)第15条第1項の許可を受けることを要しない。

答464 キャタピラ等が付帯し、移動させることが可能な施設である。

ただし、施設が埋め込んである施設、あるいはプラントの一部になっている施設等移動が不可能な施設については、移動式とはならない。(平13.3.6本県聴取)

(車両に積載し、使用している破碎施設)

問465 (1) ある事業者は、キャタピラ等が付帯していない定置式の施設を設置していたが、これをトラックに積載し、同じ場所で施設を使用しようとしているが、当該施設は、改正政令附則第2条に規定される「移動式がれき類等破碎施設」に該当するものと解してよろしいか。

(2) 同一の破碎施設を使用している2事業者がおり、一方は、当該施設を地盤面又は床面に設置し、定置的に使用し、もう一方の事業者は、車両に積載し使用している。

この場合、前者は移動できない施設であることから、法15条第1項の設置許可を要する施設であり、後者は移動式がれき類等破碎施設に該当し、設置許可は要しないと解してよろしいか。

答465 (1) お見込みのとおり。

(2) お見込みのとおり。(平13.3.6本県聴取)

(3) 中間処理施設(焼却施設等)

(粗大ごみ処理施設内の焼却炉)

問466 粗大ごみ処理施設で発生する残渣を焼却する目的で、粗大ごみ処理施設と同じ敷地内に焼却炉を設置した場合には、ごみ焼却施設としての規制がかかるのか。

答466 これについてはごみ処理施設として扱われるので、処理能力200kg/h以上又は火格子面積2㎡以上であれば、ごみ焼却施設としてダイオキシン関係の構造基準・維持管理基準が適用されるということになる。(平9.10.3国主催法施行令改正打ち合わせ会)

(廃棄物燃焼炉の火格子)

問467 廃棄物燃焼炉の規模要件として、火格子面積2㎡以上となっているが、この場合の火格子はどのようなものと解釈したらいいか。

答467 火格子とは、焼却物を上に載せ、下から空気を通して燃焼させるものをいう。規模要件として、火格子そのものではなくても、構造・機能的に火格子とみなせる場合には、火格子面積(2㎡以上)により判定して差支えないものと解釈している。

例えば、次のような事例は火格子とみなして差支えない。

- 火床の板に穴が開いており、下から空気を吹きこむことができる構造。
- 炉床に碎石が敷き詰められており、その下に配管されたパイプから空気を送り込む構造。(平10.9.3環境庁事務連絡)

(焼却炉の合算方法)

問468 合算方法について、どのように合算するのか。

答468 厚生省の通達で、考え方が示されている。

- 1つの施設に2以上の焼却炉がある場合……合算
- 一見独立して（離れて）施設が存在する場合……施設の構造や焼却する廃棄物の種類等からみて、それらが一体して機能していると判断される場合には、「1つの施設」として捉える（廃棄物処理法の「廃棄物焼却施設」でも同様の考え方である）。（平12.1.20ダイオキシン類法説明会）

(感染性廃棄物の焼却)

問469 事業の用に供する感染性廃棄物の焼却施設の構造が、血液や注射針が容易に火格子下に落下するおそれがある等当該感染性廃棄物が十分に焼却できないものと認められる場合、施設に係る要件を満たさないとしてよいか。

答469 お見込みのとおり。（平5.3.31衛産36問67）

(排ガス処理設備の機能)

問470 廃棄物処理法施行規則第4条第7号に規定される「焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。」について

- (1) 燃焼室の構造、焼却物の性状等から、排出される排ガス中のばいじんの濃度が極端に少ない施設であっても、当該規定に基づき、何らかの排ガス処理設備が必要であると解してよろしいか。
- (2) 「ばいじんを除去する高度な機能」とは、具体的にどの程度の機能か。

答470 (1) お見込みのとおり。

- (2) 具体的な判断基準としては、大気汚染防止法に規定されるばいじんの排出基準に対して、達成可能な機能を有しているかどうかにより判断して差支えない。当該規定では、「高度な機能」としか定義されていないため、必ずしも、EP（電気集じん器）、BF（バグフィルタ）、スクラバーでなければならないとは言えない。サイクロンであっても、焼却物の性状等から、ばいじんの発生がもともと少ない施設については、問題ないものと判断することができる。（平12.9.4本県聴取）

(焼却施設の空気供給装置)

問471 焼却施設の供給空気を調節することによって燃焼温度を800℃以上に保つこととした場合には、当該空気供給装置を助燃装置と考えても良いか。

答471 助燃装置とは燃料を用いたバーナーによって燃焼室の温度を調整するものであって、空気供給装置とは異なるので、空気供給装置を助燃装置と見なすことはできない。（平9.10.3国主催法施行令改正打ち合わせ会）

(廃棄物焼却炉の貯留設備、灰出し設備)

問472 今回の政省改正で、廃棄物焼却炉については、ばいじんと焼却灰とを分離して排出し、貯留することができる貯留設備の設置及びばいじん又は焼却灰が飛散・流出しない灰出し設備の設置が構造基準として規定されたが、ガス化燃焼方式及び小規模（2t/h未満）の焼却施設についてもこれらの設備を設ける必要があるのか。

なお、(社)全国都市清掃会議編集のごみ処理施設構造指針解説では、灰出し設備とは、「焼却灰及び各部で捕集されたダストをとり集め、場外へ搬出するための設備で、ダスト搬出装置、灰冷却装置、灰コンベヤ、灰バンカ、灰ピット、灰クレーン等からなる。」とある。

答472 質問のあった基準については、ばいじんと焼却灰を分離して貯留することが目的であるので、ガス化燃焼方式の焼却炉及び小規模（2t/h未満）の焼却炉については、手作業での灰出しでも差支えなく、貯留に当たっても、飛散・流出防止が確保されていれば、ドラム缶等による貯留でも差支えない。（※ただし本県では、保管方法について中間処理施設構造指針が適用となる場合があること。）（平9.11.25本県聴取、平9.12.25廃対号外本県部長通知）

（燃焼温度）

問473 平成9年改正廃掃法施行規則第4条第7号及び第12条の2第5項で規定された設置許可対象の一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の技術上の基準において、燃焼温度の表現が「主要な燃焼室の出口における炉温がおおむね」から「燃焼ガスの温度が」と改正されているが、この意図は何か。

答473 出口温度のみの場合、部分的な温度しか確認できず、ダイオキシン分解の必要条件である「800℃以上で滞留時間2秒以上」という条件を満たせないおそれがあるためである。なお、燃焼ガスがこの状態にさらされることが確保されていれば、燃焼室内に部分的に800℃を下回る場所があってもやむを得ない。また、燃焼室が一次燃焼室及び二次燃焼室に分かれている場合でも、どちらか又は全体で「800℃以上で滞留時間2秒以上」という条件が確保されていれば良い。（平9.10.3国主催法施行令改正打ち合わせ会）

（集じん器に流入する燃焼ガス温度）

問474 焼却施設の燃焼ガスの温度低下が集じん器の集じん効率を落とすおそれがあるということで、200℃を若干上回っても差支えないとあるが、若干とはどの程度を考えているのか。特に電気集じん器については無理な部分があるので、どの程度を想定しているのか明確にされたい。

答474 できるだけ200℃以下にしていだきたいと考えている。ただ、いきなりそうするとかえってばいじんが捕れなくなるといった逆効果があるということで、今回の省令でも概ね200℃以下としたところである。一つの目安としては300℃前後になると非常にダイオキシンの発生が大きくなるので200℃よりも300℃に近いところは避けていだきたい。そこまでいくと概ね200℃以下とは言えないのではないかと考える。（平9.10.3国主催法施行令改正打ち合わせ会）

（燃焼室が分かれている施設の燃焼温度）

問475 「燃焼室において発生するガスの温度が摂氏800℃以上の状態で廃棄物を焼却できる」施設とは、廃棄物を燃焼させる一次燃焼室と燃焼ガスを再度過熱し燃焼させる二次燃焼室に分かれている施設にあっては、全体が800℃以上であることが必要か。

答475 一次燃焼室と二次燃焼室に分かれている施設にあっては、どちらか又は全体が800℃以上という条件に適合していればよい。ただし、規則第1条の7第4号に規定さ

れる「燃焼ガスの温度を測定するための装置」については、800℃以上とする燃焼室の燃焼ガスの温度を測定できることが必要である。(平13.6本県事務連絡)

(温度記録装置の設置)

問476 規則第1条の7第4号について、「温度を測定するための装置」が設置されていれば、記録する装置は必要ないと解してよろしいか。

答476 必要ない。(平13.6本県事務連絡)

(ダイオキシン類の排出ガス基準の適用)

問477 燃焼施設が2t/hの処理能力の一次燃焼室2つが排ガス処理装置1つを共有しているような場合、排ガス中のダイオキシンの濃度はどの基準がかかるのか。

答477 各燃焼室の処理能力に応じて濃度基準が適用になるので、この場合には2t/hということで、濃度については新設の場合には1ng/Nm³、既設の場合には5年後には5ng/Nm³の基準が適用されることとなる。これについては、2次燃焼室以降を共有しているような場合にも同様である。(平9.10.3国主催法施行令改正打ち合わせ会)

(1年に数日しか稼働しない施設)

問478 1年に数日しか稼働しないような施設についても、ダイオキシン類の測定義務がかかるか。

答478 稼働している施設については、義務はかかるものと考えていただきたい。(平12.1.20ダイオキシン類法説明会)

(ダイオキシン類濃度の確認)

問479 焼却施設のダイオキシン類の濃度が常時基準値を下回っていることを担保する方法は。

答479 法的にはダイオキシン類濃度の測定は年1回であるが、自主的に測定していただくことは一向にかまわない。なお、なかなかダイオキシン濃度というのは測定できないので、どうやって担保するのかということであるが、維持管理基準において例えばCO濃度、燃焼温度、熱しゃく減量これらを指標にして基準を守ることによって、ダイオキシン類濃度についても常時基準を下回っていることを確保するものである。(平9.10.3国主催法施行令改正打ち合わせ会)

(複数の燃焼室を持つ焼却施設のダイオキシン類測定)

問480 平成9年12月1日に施行される廃棄物処理法施行令改正に伴い、焼却施設にダイオキシンの測定が年1回義務付けられるが、*平成9年9月30日付衛環第251号環境整備課長通知第1の2の(11)により、ダイオキシンの濃度基準は燃焼室ごとに適用される。燃焼室の煙道が共通であり、かつ、複数の燃焼室A、B、Cを持つ焼却施設について、濃度測定をどのように行うのか。例えば通常、そのうちの2つの燃焼室を使用した運転をしている場合、その状態で濃度測定を行うのか。

※平成9年9月30日付衛環第251号環境整備課長通知第1の2の(11)

排ガス中のダイオキシン類濃度

規則第4条の5第1項第2号ワに掲げる基準は、燃焼室ごとの処理能力に応じて適用されるものであること。

答480 煙道が共通であって、複数の燃焼室がある場合でも、個々の燃焼室ごとに運転を行い、ダイオキシンの濃度測定を行う必要がある。従って、例えば共通煙道を持ち、A、B、C 3つの燃焼室がある施設において、通常、そのうちの2つを使用して運転している場合でも、測定の際は、A、B、Cそれぞれを単独で運転させて検査する必要がある。(平9.11.6本県聴取)

(し尿処理施設内の焼却施設)

問481 し尿処理施設に設置されている焼却施設については、処理能力200kg/h以上又は火格子面積2㎡以上のものについて、ごみ焼却施設としての規制がかかるのか。

答481 し尿処理施設に設置されているものであって、し尿処理汚泥を焼却する施設については、焼却施設を含めて全体としてし尿処理施設であるということで従来位置付けており、即ちごみ焼却施設ではないということであり、法律上はごみ焼却施設に適用される平成9年のダイオキシン対策に関連した構造基準・維持管理基準は適用されない。(平9.10.3国主催法施行令改正打ち合わせ会)

(2種類以上の産業廃棄物を処理する施設の能力)

問482 1つの焼却炉で2種類以上の産業廃棄物を焼却する場合、この焼却炉の処理能力はどう捉えるべきか。

答482 個々の廃棄物を同時あるいは別々に焼却するのいかんにかかわらず、それぞれの産業廃棄物を単独で焼却した場合の公称能力でもって「産業廃棄物Aの焼却施設、能力X₁」かつ「産業廃棄物Bの焼却施設、能力X₂」として捉える。(昭54.11.26環整128、環産42問93)

(バッチ式焼却施設の構造基準)

問483 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部の改正する省令」(平成13年3月環境省令第8号。以下「改正省令」という。)により、廃棄物の焼却設備の構造基準が改正されたところであるが、バッチ式焼却施設についての扱いを伺う。

答483 バッチ式焼却施設については、廃棄物処理法施行規則第1条の7第3号において規定されている「構造上やむを得ないと認められる焼却施設」に該当する。ただし、第1号において「空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が摂氏800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。」と規定されており、バッチ式焼却施設について、焼却途中で投入口を開け、廃棄物を投入する場合等は、この基準に適合しないことから、2重扉等の設備が必要となる。逆に、廃棄物を投入し、投入口を閉めた後焼却を開始し、完全に焼却し終わった後、次の廃棄物を投入する等バッチ式焼却施設として正しい使用を行っている場合は、これらの基準に適合しないとは言えない。(平13.6本県事務連絡)

(ダイオキシン類濃度に影響を与えていると推定される焼却施設)

問484 平成11年10月15日、本県は環境庁から在日米海軍厚木航空基地内における日米共同モニタリングの結果(「在日米海軍厚木航空基地大気環境等調査中間進捗報告」)の提供を受けたところである。

これによれば、当該基地内の1つの測定地点における大気環境中のダイオキシン類濃度が、モニタリング期間中(平成11年7月8日～同年9月1日)において、1

日測定値で最大 $53\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 、またモニタリング期間中の平均濃度が $7.4\text{pg-T EQ}/\text{m}^3$ と、環境庁の定めるダイオキシン類に係る大気環境指針値に比べ、1日測定値では最大約66倍、モニタリング期間中の平均では約9倍もの値を示していた状況であった。(なお、バックグラウンドとして調査した地点においては、最大値出現日当日のダイオキシン類濃度は $0.093\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 、モニタリング期間中の平均は $0.28\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)。

当該地域の地形的条件等から、測定地点近傍に存するE社の産業廃棄物焼却施設が当該大気環境中のダイオキシン類濃度に対して著しく影響を及ぼしていると考えられるが、この場合、当該焼却施設について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第15条の2第1項第1号の規定による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第12条の2第5項に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成9年厚生省令第65号)附則第6条第3項において適用することとされている規則第12条の2第3項において「施設の煙突から排出される排ガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること」とする産業廃棄物処理施設の技術上の基準、及び法第15条の2の2の規定による規則第12条の7第5項各号列記以外の部分において例によることとされている規則第4条の5第1項第2号ヨにおいて、「排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること」とする産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準をいずれも満たさないものであると解してよいか。

また、上記解釈は、一般廃棄物処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準にも適用されるものと解してよいか。

答484 米軍住宅地域等で平成11年7月7日から8月31日にかけて日米共同で実施された大気環境調査(以下「大気環境調査」という)の中間進捗報告によれば、24時間測定値で最大 $53\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ (調査期間中の24時間測定値の平均で $7.4\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)、ダイオキシン類に係る大気環境指針値(平成9年9月12日付け環大企第318号・環大規第224号各都道府県政令市長あて環境庁大気保全局長通知の第3の1において設定された指針をいう。)の60倍を上回る(平均値については約9倍)という大気環境の状況の調査結果は、全国で実施されてきた過去のダイオキシン類に係る大気環境濃度の調査にもみられない異常なものであった。

また、こうした状況については、E社の焼却施設が米軍住宅地域に比して低地にあるため、煙突からの排ガスが風向きによっては米軍住宅地域に直接吹き付けるといった類例のない状態にある中で、大気環境調査において測定したバックグラウンドにおけるダイオキシン類に係る大気環境濃度も勘案すると、A基地内の米軍住宅地域のダイオキシン類に係る大気汚染濃度が極めて高いのは、E社の焼却施設の排ガスの影響と考えるほかない。

以上から、E社の焼却施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の2第1項第1号の規定による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「令」という。)第12条の2第5項に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の

一部を改正する省令（平成9年厚生省令第65号）附則第6条第3項において適用することとされている規則第12条の2第3項において「施設の煙突から排出される排ガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること」とする産業廃棄物処理施設の技術上の基準及び法第15条の2の2の規定による規則第12条の7第5項各号列記以外の部分において例によることとされている規則第4条の5第1項第2号ヨにおいて「排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること」とする維持管理基準をいずれも満たさないものである。なお、当該解釈は一般廃棄物処理施設の場合であっても当然適用されるものである。（平11.10.26衛環第80号厚生省通知）

（市町村の設置する一般廃棄物処理施設のダイオキシン類排出基準）

問485 新ガイドラインの恒久対策基準については期限を区切っていないが、廃棄物部会での検討では、既存施設の基準についてある程度期限を区切っているようだが、今後県として市町村を指導していく上でどちらの基準を適用していくのか。

答485 ガイドラインの対象は市町村の設置する一般廃棄物処理施設であるので、これらの基準を満たしているということは当然であるが、それに加えて、ダイオキシン自体は蓄積性があるので、よりダイオキシンを出さないということが望ましいという観点から、市町村においては、引き続きガイドラインに従って管理していただくことになる。（平9.6.24全国廃棄物処理担当主管課長会議）

（4）最終処分場

（地盤の滑り防止措置等の必要性の判断）

問486 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第1条第1項第3号の「地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合」とあるが、具体的にはどのような方法で、どのような基準で、その必要性の有無を判断すればよいか。

答486 地盤の滑りについては、急傾斜地、ガケの上、地すべり地帯等で、設備の沈下については、軟弱地盤の場所（CN値が4～5）で考慮する必要がある。また、積載荷重が大きいときには、地盤の支持力を強化する必要がある。（昭52.6.24H県聴取）

（腐食防止の方法）

問487 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第2条第1項第2号ロ(3)は、どのように判断すればよいか。腐食防止のための有効な方法の事例があれば示されたい。

答487 腐食防止の方法は、廃棄物の性状次第である。例としては、コンクリートライニング、アスファルト、ゴムの吹付けがある。（昭52.6.24H県聴取）

（同一者により同一地域に設置された複数の最終処分場の取扱い）

問488 同一の設置者のもとで、同一の地域に複数の産業廃棄物の最終処分場がある場合、これを全体で1つの最終処分場と解してよいか。

答488 産業廃棄物の処理施設の能力とは、有機的に一体として機能すると考えられる施設の総体の能力を意味するものである。

当該事例のような最終処分場の場合にあって、施設が一体として機能するとは、

当該施設の設置者が同一の者であること、地形的に最終処分場が連続していること、又は同一の施設若しくは付帯設備（管理棟、搬入路、埋立機械、浸出液処理設備等）を共有すること等の観点から当該施設の状況を総合的に勘案して判断すべきものである。

したがって、その施設全体が一体として機能すると判断される場合においては、その全体を1つの最終処分場として取扱うことが可能であると解する。

なお、この場合にあつては、個々の最終処分場の面積又は容積を合計したものを最終処分場の面積又は容積としては握すること。（昭52.11.5環産59問18）

（一体として機能する埋立地）

問489 同一の地域に令第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の埋立地A・B及び令第7条第14号ロに掲げる埋立地Cを設置している者がいる。この者はAとBの間にCが存在するという位置関係であればAとBは各々独立した令第7条第14号ハに掲げる施設であると主張する。しかしAとBが搬入路・浸出液処理設備を共有する等一体として機能すると認められる場合、AとBを合わせたものを1つの令第7条第14号ハに掲げる施設として取扱ってよいか。

答489 お見込みのとおり。（昭57.6.14環産21問66）

（借地により埋立処分を行う者）

問490 土地を地主から借地し人員を雇用して埋立処分を行う者は最終処分場の設置者に該当するか。

答490 お見込みのとおり。（昭57.6.14環産21問72）

第8節 許可申請者の欠格要件

（執行猶予期間の満了した者）

問491 法7条第3項第4号ロ、ハの規定は、刑の執行猶予の言い渡しを受けた後、その言い渡しを取り消されることなく執行猶予の期間を経過した者にも適用があると解するがどうか。

答491 照会に係る者は、法第7条第3項第4号ロ、ハの規定に該当しない。（昭54.11.26環整128、環産42問42）

（欠格要件の適用対象となる役員の範囲）

問492 法第7条第3項第4号トの「役員」には、監査役、監事その他これに類する者が含まれると解してよいか。

答492 お見込みのとおり。（平4.8.31衛環245問34）

（刑事処罰者）

問493 法第7条第3項第4号ハにおける次の用語の意味を示されたい。

- (1) 罰金以上の刑
- (2) 刑の執行の終り
- (3) 刑の執行を受けることがなくなった

答493 次のとおり。

- (1) 「罰金以上の刑」とは死刑、懲役、禁固及び罰金の刑をいう。（刑法第9条参